

議案第62号

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年9月15日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正を踏まえ、配偶者に係る補償基礎額の加算を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和41年葛飾区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例第4条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。